

No.10 2002年5月発行

淀川水系 流域委員会 委員会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

CONTENTS

- 第10回委員会の内容……………P.1
- 第10回委員会の資料より 抜粋……………P.10
- 第1回合同勉強会……………P.15
- これまで開催された委員会および部会等について……………P.16
- ◇ 当日資料の閲覧・入手方法……………P.17

平成14年4月26日(金)、第10回委員会が開かれました。



【 ぼるるプラザ京都にて】

委員会委員リスト

2002.4.26現在
(五十音順、敬称略)

	氏名	対象分野	所属等	備考(兼任)
1	芦田 和男 (委員長)	河川環境一般	京都大学 名誉教授 財団法人 河川環境管理財団 研究顧問	-
2	池淵 周一	水資源(水文学、水資源工学)	京都大学防災研究所 教授	猪名川部会
3	今本 博健	洪水防御(河川工学、水理学)	京都大学 名誉教授	淀川部会
4	植田 和弘	経済	京都大学大学院経済学研究科 教授	-
5	江頭 進治	河道変動	立命館大学理工学部 教授	琵琶湖部会
6	嘉田 由紀子	地域・まちづくり (環境社会学、文化人類学、住民参加論)	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問	琵琶湖部会
7	川上 聡	地域の特性に詳しい委員 (水環境保全ネットワーク・市民活動)	川の会・名張 事務局、 近畿水の塾幹事	淀川部会
8	川那部 浩哉 (琵琶湖部会長)	生態系	京都大学 名誉教授 滋賀県立琵琶湖博物館 館長	琵琶湖部会
9	倉田 亨	農林漁業	近畿大学 名誉教授	琵琶湖部会
10	宗宮 功	水質(水質工学)	京都大学 名誉教授、 龍谷大学 教授	琵琶湖部会
11	谷田 一三	動物(河川生態学、昆虫分類系統学)	大阪府立大学総合科学部 教授	淀川部会
12	塚本 明正	地域の特性に詳しい委員 (幅広い分野の人のネット とコーディネイト)	川とまちのフォーラム・京都 世話役	淀川部会
13	寺川 庄蔵	地域の特性に詳しい委員 (自然・環境問題全般)	びわ湖自然環境ネットワーク 代表	琵琶湖部会
14	寺田 武彦 (淀川部会長)	法律	弁護士 日弁連公害対策・環境保全委員会 元委員長	淀川部会
15	中村 正久	水環境(環境政策、環境システム工学)	滋賀県琵琶湖研究所 所長	琵琶湖部会
16	尾藤 正二郎	マスコミ	神戸親和女子大学文学部 教授	-
17	榎屋 正	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長	淀川部会
18	水山 高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授	琵琶湖部会
19	三田村 緒佐武	環境教育(水環境教育、生 物地球化学)	滋賀県立大学環境科学部 教授	琵琶湖部会
20	吉田 正人	自然保護(自然保護、生態学)	財団法人 日本自然保護協会 常務理事	-
21	米山 俊直 (猪名川部会長)	水文化	京都大学 名誉教授 大手前大学 学長	猪名川部会
22	鷺谷 いづみ	植物(植物生態学、保全生態学)	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授	-

注:対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

第10回委員会の内容

18名の委員が出席して、審議が行われました。委員会の中間とりまとめ(案)についての説明が行われたあと、中間とりまとめの最終確定に向けて意見交換が行われました。また、今後の委員会の活動内容についても意見交換が行われました。

第10回委員会結果概要(暫定版)

庶務作成

開催日時：2002年4月26日(金) 13:30~16:30

場所：ぱ・る・るプラザ京都 5F 会議室A

1 決定事項

- ・委員会の中間とりまとめは、本日の委員会の議論を反映させたうえで確定する。
- ・5月15日の第11回委員会では、中間とりまとめの内容について、河川管理者との質疑応答を行う。
- ・6月下旬に、中間とりまとめ内容等、流域委員会の活動を周知するためのシンポジウムを開催する。
- ・山村恒年氏を委員会の委員(法律)候補として選定し、委員として追加するよう近畿地方整備局長に要請する。

2 審議の概要

委員会の中間とりまとめについて

資料1-1「委員会中間とりまとめ(案)」の説明が行われ、とりまとめの最終確定に向けて、文言の修正等について意見交換が行われた。

最終的に本日の議論を反映させて委員会の中間とりまとめを確定することが了承された。

今後の委員会の活動内容について

資料2「今後の活動内容について(案)」の説明が行われ、今後は以下のようなスケジュールで活動を行うことが確認された。

- ・5月上旬：中間とりまとめを確定する。
- ・5/15(水)：第11回委員会にて中間とりまとめについて河川管理者との質疑応答を行う。
- ・6月：中間とりまとめの内容を流域住民にPRするため、京都周辺でシンポジウムを行う。開催候補日は、6/16(日)、6/22(土)、6/23(日)とする。
- ・8月頃～：河川整備計画原案を審議し、委員会としての最終答申を作成する。

委員の追加について

資料3「委員の追加について」をもとに、法律専門の委員会委員を追加する経緯や、候補である山村恒年氏の経歴等が説明され、山村氏を候補として選定し、近畿地方整

備局長に委員会委員として追加するよう要請することが了承された。

一般傍聴者からの意見聴取

委員傍聴者1名、一般傍聴者3名から発言があった。

3 主な意見

(1) 委員会中間とりまとめについて

<全般>

・中間とりまとめは最終的な答申ではない。これに基づいて原案が作成されることになるが、原案がでた段階で具体的な議論を行う。この時点で見直しの可能性もある。

<現状とその背景>

- ・「現状とその背景」に「ブラックバス」という言葉は公式の言葉を使い「オオクチバス（俗称ブラックバス）やブルーギル」としたほうが適当である。
- ・「流砂」という言葉があちこちで使われているが、使い方について、一般の人にはわかりにくい。例えば、1.「現状とその背景」にある「ダムなどによる流砂の遮断」については、細かい浮遊砂などはダムを通過するので、「土砂移動の遮断」の方がいいのではないか。
- ・「流砂」とは、水中の砂がさらさら流れていく状態を表している。この様な砂の流れが生物の棲息、繁殖に適した状態である。「土砂移動」ではそういったものが表現できない。
- ・生物の棲息場所形成につながるような土砂移動はかなりの部分洪水に伴っておきるのであり、平水時にさらさら流れるようなものよりも洪水時の方が大きく貢献するのではないか。
- ・「現状とその背景」のなかで「古くから人間が住み」とあるが、「人間が安心を求めて住み」など安心・安定求めて生物は生き続けているということを入れたほうがいいのではないか。
- ・昔は安心を求めて移り住んだ訳ではなく、戦で追いやられるなど、仕方なく住んだ場合も少なくない。元の文章のままで良いと思う。
- ・「水域の連続性も遮断されている」の部分は「このように広く水域も遮断され、生物・自然によって大切な要因である連続性が遮断されている」と全部まとめたくくりかたにしてはどうか。
- ・「水域の連続性も遮断されている」の部分は連続性だけを言っているのではない。前の部分「生き物にとって大切ななだらかな水辺、瀬や淵、変化にとんだ河原は減少している」上に、かつ連続性が遮断されているのである。その修正では連続性だけになってしまう。
- ・「大切な」で1度切れれば文章がつながるのではないか。

（修正後）「生き物にとって大切な、なだらかな水辺、瀬や淵、変化にとんだ河原は減少し、また水域の連続性も遮断されている」

<流域整備の変革の理念>

・「水需要管理の導入」の文章と4-2(1)の文章が矛盾している。「水を需要の側から管理する」の部分を「水の需要そのものを」にしないと、従来とどこが違うのかわからない。

（修正後）「水の需要そのものを管理する水需要管理へ」

・「流域の変革の理念」で「物理的、心理的に河川から切り離された地域」とあるが、物理的、心理的では両極端すぎる。川と人が切り離されたという時には物理的、社会的、心理的はセットで必要ではないかと思う。

（修正後）「物理的、社会的、心理的に河川から切り離された地域」

<整備計画の方向性>

治水・防災

・4-1(1) 「設備対策について」は「施設による対応」の方が良いのではないか。

（修正後）「施設による対応」

・「流砂」が繰り返しててくるが、個々について違う意味で使われているならそれを併記すべきである。例えば土砂災害のハード・ソフト対応では「流域流砂系」とあるが、ここは流域の土砂管理の問題では土砂移動、あるいは土砂動態としたほうが幅広く捉えられると思う。

・4-1(5)「砂防」で「今後も、現状またはそれ以上の植生が維持されるように」の植生の前に「地域にふさわしい在来」を追加してほしい。現在、砂防や法面緑化で外国産の種子を使うやり方が一般的になっているが、種子供給源となって、様々な生態系の問題が生じる恐れがある。外来種の導入は極力避けるべきである。「植生が維持されるように」ではどんな植生でも良いことになりかねない。

（修正後）「今後も、現状またはそれ以上の地域にふさわしい在来植生が維持されるように」

利水

・4-2(1)「利水に対する基本的な考え方の転換」のなかに「水の需要を管理するという考え方」とあるが、他の部分については具体的なことを書いているが、ここでは河川整備計画に方向として入れることを要請しているのか。誰がどのように管理するかまで河川管理者が考えるということが確認したい。

・整備計画策定において、このような考え方でやってほしいということを要請している。具体的な中身についても同様である。

・4-2(3)「安全な水質への配慮」について「配慮」では表現が弱い。「確保」することが大事である。また、文章中の「化学物質の監視強化」となっているが、流入するのは化学物質だけではない。「等」を入れたい。さらに監視だけでなく、発生、流入過程での抑止、水質改善も必要である。

（修正後）「4-2(3)安全な水質の確保」

・「化学物質等の流入抑止と監視強化」の部分は、「抑止」よりも、根源から抑えという意味で「抑制」のほうがよいのではないか。

（修正後）「河川、湖沼に流入する化学物質等の流入抑制と監視強化、水質事故の防止、水質改善などの実施を検討する。」

・4-2(3)「安全な水質への配慮」の文章の順序を、淀川の現状にあわせて「高度処理」云々を「繰り返し利用が行われている」の後ろに持ってきた方がいいのではないか。また窒素やリンが増えていくことは確実であり、「負荷量は増える」ではなく、「確実に増え続ける」として累積していく意味をいれたほうがわかりやすい。

（修正後）「水系に戻される。下流ではその水を取水し利用するという繰り返し利用が行われている。高度処理も試みられているが、窒素やリンの負荷量は確実に増え続ける。」

利用

・4-3(1)「適切な利用のための規制の検討」とあるが、まだ存在しない「適切な利用のための規制」よりも「利用可能なレジャーの可能性の検討」の方が実態に即しているのではないか。

・「利用可能なレジャーの可能性の検討」にすると、利用について積極的に検討せよともとれるので、問題がある。現状の利用の仕方によって一定の規制が必要であるというのが主旨ではないか。「適切な利用に向けた規制の検討」ではどうか。

(修正後)「適切な利用に向けた規制の検討」

- ・4-3(1)「清涼な水域を保障するアユ等の漁業は」の部分は「保障する」ではなく、「依存して成り立つ」という意味ではないか。

(修正後)「清涼な水域に依存して成り立つアユ等の漁業は」

- ・「(水上バイクの排出基準、機器対策の誘導)」は水域利用の項に書くよりも、水質の4-4(1)として「2ストロークエンジン等水質への負荷の高い船舶動力源の排気ガス排出基準、機器対策の規制への誘導。」を追加したい。また、水上バイクだけでなく、漁船やプレジャーボートも含めるとすることで、「2ストロークエンジン」という表現にしたい。
- ・括弧の中に「水上バイクの排出基準の設置」とし、「機器対策」を「利用機器の規制」としてはどうか。
- ・水上バイクのことを細かく書けば、ある意味で水上バイクを容認することになるのではないか。水上バイクについては、4-3(1)の最初のところで述べられており、4-4(1)に追加しないほうが良いと思う。長い期間で考えれば水上バイク以外の問題がでてくる可能性もあり、4-3(1)の「(水上バイクの排出基準、機器対策の誘導)」の部分を削除した方が良いと思う。
- ・2ストロークエンジンについては利用よりも、水質の問題である。これらの排ガスの排出基準のようなものは現在野放し状態であり、設置されることが利用、水質両面で管理の上からも必要と考える。4-4(1)に「機器等の改善による排気ガスの改良、改善」といった表現を加えてほしい。
- ・この問題については是非とは関係なく、まだ議論をしていない。水上バイク等の問題は4-3(1)の「適切な利用に向けた規制の検討」の中に含まれると考え、4-4(1)「水量・水質・水温」には入れない方が今後の議論としてはいいのではないか。しかし、今後の議論への重要な問題提起であることは間違いない。
- ・4-3(2)「高水敷利用」は他の部分との整合性から、最初に現状の問題点、次にそれに対する将来の方向性の順序にしたほうが良い。

(修正後)2つに分割し、順序を逆にし、「・グランドや公園に加えて・・・危機意識さえも低下させた。」、「・基本的には、川らしさ・・・高水敷の利用を行う。」

- ・4-3(5)「環境啓発」とあるが、啓蒙、啓発といった言葉ではなく、川に学ぶ、学習といった視点でいこうということだった。「環境学習」の方が基本の理念に合うのではないか。また、文章中に「次世代を担う子供達への教育」も教育という言葉よりも学習の方が素直ではないか「子供達の学習機会の創出」等のほうがよいと思う。「創造に向けての啓発運動」も「学習活動」に変えてはどうか。

(修正後)「環境学習」、「学習活動」

- ・教育界での「教育」には教授学習過程という意味が入っている。その意味では「教育」のままでもよいと思う。むしろ「環境教育」を強調したい。
- ・教育や学習というのは型にはまり過ぎている、「学習」からさらに和らげて、子供達が川と親しみ、川への理解を深めることのできる機会をふやすといった表現の方が良いと思う。

(修正後)「次世代を担う子供達が に親しみ、 に学ぶ機会の創出は重要である」

環境

- ・具体的な水質改善に向けた方向性や施策についての記述が全体的に弱い。ある程度踏み込んだ記述が必要である。
- ・船もたくさん走れば、排気ガスが水中に浸透する。船舶の排出ガスの排出基準など、根本的なところから検討することが必要である。

- ・「機器対策の規制への誘導」では機器対策を規制する、対策をしないと解せる。「機器対策への誘導」ではないか。また、機器対策とは具体的に何を指すのか適切な表現に変える必要がある。
- ・規制だけでなく、できるだけ環境に負荷のかからないエンジンの開発、レベルアップが必要である。その意味も含めたい。
- ・4-4(1)「川が汚水を海へ流し込む"排水路"へ」の部分に湖を加え「汚水を湖や海へ」としたい。また「(内湖、沿岸湿地、ワンド、河床、湖棚等)」に自然の浄化機能として森林は大きな意味を持つので「森林」を追加したい。
- ・4-4(1)「川が汚水を海へ流し込む"排水路"へ」の川は、湖も含む川というような意味で使っている。他の部分についても同じである。
- ・4-4(1)「(内湖、沿岸湿地、ワンド、河床、湖棚等)」への追加で「森林土壌」があがっていたが、川には水辺植生(河畔植生)、溪流には溪畔植生などがあり、森林だけ入れると意味が狭くなる。幅をひろげて「植生」や「土壌」という言葉がよいのではないか。
- ・4-4(1)「(内湖、沿岸湿地、ワンド、河床、湖棚等)」の括弧内は水に浸かっている部分である。括弧の次に「植生、土壌の機能の見直し」と別に付けたほうが水に浸かっている部分と集水域の2つに分けられてわかりやすいと思う。

(修正後)「(内湖、沿岸湿地、ワンド、河床、湖棚等)、植生、土壌などの機能の見直し」
- ・4-4(1)「全般的には水系の水質は改善しているが」とあるが、水質は悪化しているとの印象がある。どの時点で比較するかである。

(修正後)「全般的には水系の水質は改善しているが、」「むしろ」を削除。「環境ホルモン、微量有害物質等による河川の水質のリスクは増大している。」
- ・4-4(1)でCODのみをとりあげBODを外しているが、河川系では現在の水質基準ではBODを使う。CODは湖の発想ではないか。また、「清涼な水域を示すアユ等の魚類」について、アユは清涼な水域の指標として大丈夫であるか。
- ・アユが必ずきれいなところに棲んでいるとは限らないが、アユですら棲めないというのはとんでもないことである。人間の使う「清涼」程度であれば問題ないと考えられる。
- ・CODを挙げているのは、生活環境項目という意味ではないか。窒素や大腸菌群なども入ってくると思われる。COD、BODの問題ではない。

<整備計画策定のあり方>

関係行政機関等の意見の反映

- ・計画策定のあり方では、5-2で「関係行政機関等の意見の反映」として関係行政機関の意見を「参考として」踏まえ、計画を策定するとなっているが、6-1(3)の計画の推進のあり方では「関係省庁との連携」と明確に書いている。計画策定段階でも、関係省庁、自治体との協議まで踏み込んで書くべきである。
- ・5-2を「計画の策定段階において関係行政機関と協議し、計画を策定する」にしてはどうか。
- ・行政機関との協議では新規性がない。住民、関係団体、行政機関と縦割りで協議しても良いものはできない。地域毎に立場を超えて、平等の立場で協議や意見交換をし、検討していける新たなものを構築するべきである、という視点から書くべきである。
- ・「関係行政機関等」から行政を抜いた方が広がりができるのではないか。また、「協議」より「反映」として、「関係機関等の意見の反映」ではどうか。
- ・河川法では住民意見について「反映」という言葉が非常に強調して使われている。それは、住民意見反映の仕組みを特別考えねばならないという言い方である。その

ようなことを勧案すると、5-1「住民意見の反映」に続けて、5-2「関係機関等の意見の反映」と、「反映」が並んで出てくるのが前者の意味を弱めてしまうことにならないかとの危惧を持つ。

- ・6-1(3)で「関係省庁との連携」とある。5-2はその部分とも関係があり、「連携」には、意見を聴く、話し合うことも含まれると思われる。標題を「関係省庁の連携」、文章は「計画の策定段階においても、関係行政機関と連携し、計画を策定する」としてはどうか。
- ・行政を抜いて「関係機関」とすれば5-1の住民団体も含まれてしまう。従来の省庁間の縦割りの問題を指摘している部分であり「意見の反映」で良いと思う。また、計画策定時には計画の主体がはっきりしている必要があり、他の機関の意見を十分聞くということで元のままが良いと思う。
- ・基本的には「関係機関」という用語の中には地域住民は含まれない。元来、ここは国土交通省だけでは出来ないことを他の関係行政機関と連携して実施することを促す意図で書かれている。しかし、行政機関に限定せず、広い意味で「関係機関」とする方がよいのではないか。また、公文である河川法に書かれた「住民意見の反映」は非常に大きな意味を持っている。同じ比重と受け取られるような表現は避けたい。

(修正後)「関係機関との連携

代替案設定とその多面的評価

- ・畑委員からの「関係者の関心を最大限に引き出し、最も経済的で安全性が高く、可能な限りの関係要素を加味した総合性の高い計画の決定と実現の手法を開発すると、個人税負担とは別に、特に事業メリットを受ける地域住民に一定の負担を求めることは、事業計画により多くの真剣な感心を呼び起こすことになり、計画者に対して事業効果及び経済性のより高い計画立案を誘導する方法であり、検討を行う必要がある。」については、現段階では保留とし、今後議論していく。

<各部会の中間とりまとめの取り扱いについて>

- ・琵琶湖部会の中間とりまとめについては、今日の委員会の決定を受けて次回(5/12)の部会で最終確定をしたい、内容としてはほぼ変わることはない。
- ・淀川部会中間とりまとめはこれで完成版としたい。
- ・猪名川部会中間とりまとめについては部会委員からの修正意見等が出ており、次回の部会検討会(5/8)で検討し、確定としたい。

(2) 今後の活動内容について

<今後の検討の進め方について>

- ・河川整備計画原案を全て整った形で一度に出すということではなく、部分的に逐次出してもらいながら議論していく形も考えられる。委員会、部会でも地域の固有の問題(琵琶湖の水位操作、銀橋の狭窄部問題、ダム問題等)についての具体的な検討が今後必要である。もっと、個別的な、踏み込んだ議論なしに原案作成は難しい。河川整備計画原案を作成しながら、議論していくという形になるのではないかと考えている。
- ・個別の問題の深耕となると、河川管理者からの情報、データ、解析といった素材の提供とその共有が必要である。それは河川整備計画原案の小出しという形になるのか、既に共有して河川整備計画の段取りに入っていると見るのか。
- ・議論の深耕のためには、委員会から河川管理者に要望してデータを出してもらうことが必要である。互いに密接に、緊張関係を持ちながら、河川整備計画の検討中も議論していかなければならない。
- ・例えばダム問題はペンディングのまま、まとまった議論をしていない。その一方で河川整備計画の原案作成ということに矛盾を感じる。

- ・それらの点については議論しながら、原案をつくって行くことになると思う。河川整備計画原案作成が7月までにできるかどうか、河川管理者の意見を聞きたい。
- ・河川整備計画原案を全て整った形で7月に出すことは、不可能ではないかと思っている。
- ・河川管理者としては流域委員会に方向性を出して頂いて初めて具体的な河川整備計画原案を作成できると言ってきた。決められた期間内で整理した具体的な計画を出さなければならぬと個人的には考えている。しかし、代替案などについては委員会で議論していただきながら決定していくことになると思う。
- ・河川整備計画は最終的にはシステムとしてできる必要がある。いつの段階で出せるかは内容を吟味しなければわからない。整備計画を小出しにするということではないが、それぞれの部分について疑問に思うところについては都度、審議いただきながら進めていくという過程は存在すると思う。
- ・中間とりまとめを素材にして、委員会、河川管理者、関係機関、地域住民の反応や意見なども全て含め、同時並行的にポイントごとに議論をし、最終案完成が即ち、委員会としては最終答申ということになるのではないか。もし、このような方法で委員会と河川管理者と一緒に計画を作ることができれば、従来にない新しい形であり、是非そうしたい。今後は具体的な事業の検討などさらに明確な議論が出来ると思う。
- ・どこかの段階で区切りをつける必要がある。そのためには河川管理者側から具体的な問題を委員会に対して投げかけてもらい、委員会としての工夫をしていくことが必要だと思う。8月末までの第1段階、9月から11月頃までを第2段階、12月に結審ということになるのではないか。
- ・中間とりまとめ後、河川管理者からの質問を受けることからいろいろな議論が始まるのだと思う。河川整備計画原案は押さえるべきところは押さえつつ、積み残しの部分があってもよいような形を考えるべきである。しかし、12月頃までには河川整備計画原案について、委員会の見解がある程度出てくるべきである。積み残しの部分については1月、2月に審議することはあり得ると思う。

<流域委員会の位置づけ等について>

- ・中間とりまとめとは、1つは河川整備計画の基本的な考え方への要望、2つ目は委員としての治水、利水、環境についての決意表明、3つ目としてこの流域委員会に直接参加していない、農業や水道事業者などの機関、組織、あるいは個人に対する期待である。その期待の部分については、河川整備計画の次のプロセスではどういう構造でかわっていくのか認識しなければならないと思う。
- ・これまで委員として、中間とりまとめ作成のために専門の知見を反映する形で議論に参加してきた。中間とりまとめ提出の段階で委員としての貢献の部分は一旦終わる。委員はいわゆる法的な手続きやインタレストを代表して計画プロセスに参加するよう選ばれているわけではなく、今後の計画づくりに直接かかわっていくことは別の次元の問題を含んでいる。委員はどのような立場で、どのような権限や主張をもって対応できるのか、明確にしたほうが良いと思う。
- ・河川整備計画をつくる責任は国土交通省にある。国土交通省は、河川整備計画をつくるにあたって学識者の意見も聞かなければならないという法的な根拠に基づいてやっているのであり、流域委員会はその立場で積極的に計画づくりにかかわって行くと考えていいのではないか。
- ・例えば、琵琶湖のかなりの部分が直轄管理区間外であり、河川整備計画に基づかない。そのような場合、どのように整備計画の中で位置づけられ、どのような構造でケアしていくのかが不明確である。
- ・直轄管理区間外については、意見を述べるにとどまると思う。
- ・例えば、ダム問題のように利害、主張が対立するような問題について、この委員会に直接参加していない組織などに対してどこが、どのように働きかけ、関わっていくのが明らかにしておくべきである。

- ・委員会としてまとめた提案ができる場合、意見が割れて少数意見や、直接参加していない関係の組織への意見聴取の必要性を付帯意見として付ける場合など、議論の展開の中で変わってくると思う。
- ・淀川水系流域委員会は河川管理者が非常に意欲を持ち、従来にないものを目指し、期待してつくられたのだと思う。その委員会の意見をどう活かすかは河川管理者側の問題である。委員としては河川整備計画にこの委員会がどこまで関与、発言し、責任をもつのかについては余りとりわれず、積極的にやっていけばよいのではないかと思う。但し、無責任に意見をいうのではなく、実現に向けた議論をしていかなければならないと思う。
- ・委員はこの流域委員会での発言がどのように受け止められるか、不十分な発言を追求される可能性等も意識して議論する必要がある。

<シンポジウムについて>

- ・淀川水系流域委員会に対する社会的理解がまだないところでのシンポジウム開催であることを考えると、広報の仕方、対象とする層など、かなり具体的に考えないと人は集まらないと思う。テレビ、ラジオ、新聞も含めたマスコミとの連携や水と川に関係のある歌や音楽を織り込むなどの工夫が必要である。

(3) 一般傍聴者の意見

- ・中間とりまとめ(案)の「現状とその背景」の部分について、治水面で、堤防ができたことで危機意識の低下や堤防の直近への人口集中がおこったように書かれているがこれは因果関係が逆で、人口集中の方が先である。利水面で河川があるから事態が悪化したような表現は非常に粗雑である。表現を直していただきたい。水質問題は高度、広範な行政機構で決められるべきものであり、行政の現状を正しく認識し、河川管理者にこのような権利を与えるべきであるというような別の表現を考えるべきである。
- ・委員会の中間とりまとめには人材育成の課題といった内容が抜けているように思う。4-3(5)に追加して「市民団体との協働や市民を対象としたインタープリターなどの人材育成を行い、進める」を追加して頂きたい。
- ・河川レンジャーについて、「一定の資格要件」を満たした人のみならず、育成していくことが必要である。中間とりまとめ6-2(2)に「レンジャー育成にも努め」を追加して欲しい。
- ・中間とりまとめ「現状とその背景」の中で、河川敷を数百万人が利用しているために生物の棲息域が減少したかの表現がされているが、治水のための河川敷整備により棲息域の減少があったと理解している。河川敷利用者に対して不当な表現がされているとの印象を受ける。また、「無秩序な川の利用を招いた」とあるが、淀川河川公園基本計画などの一定の手続きを踏まえて施設整備や河川環境の管理がされていると思う。

以上

説明及び発言内容については、現在確認中であるため、随時変更する可能性があります。尚、議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。



説明資料一覧
配布資料

資料名	提供主体	ボリューム()は頁数	資料請求 No
議事次第	庶務	A4(1)	R10-A
資料1 - 1 委員会中間とりまとめ(案)	庶務	A4(17)	R10-B
資料1 - 1補足 委員会中間とりまとめ(案)第10委資料1 - 1に対する意見	庶務	A4(1)	R10-C
資料番号なし 委員会中間とりまとめ(案)第10委資料1 - 1に対する意見(追加)	庶務	A4(1)	R10-D
資料1 - 2 琵琶湖部会の中間とりまとめ状況	庶務	A4(22)	R10-E
資料1 - 3 淀川部会の中間とりまとめ(最終案)	庶務	A4(33)	R10-F
資料1 - 4 猪名川部会の中間とりまとめ(案)	庶務	A4(17)	R10-G
資料1 - 4補足 猪名川部会中間とりまとめ(案・4/18版)に関する委員からのご意見	庶務	A4(9)	R10-H
資料2 今後の活動内容について(案)	庶務	A4(3)	R10-I
資料3 委員の追加について	庶務	A4(3)	R10-J
資料4 第10回運営会議(2002.4.13開催)結果報告	庶務	A4(1)	R10-K
参考資料1 第9回委員会(2002.3.30開催)結果概要(暫定版)	庶務	A4(7)	R10-L
参考資料2 第1回合同勉強会(2002.4.11開催)結果報告	庶務	A4(1)	R10-M
参考資料2補足 合同勉強会における主な意見	庶務	A4(4)	R10-N
参考資料3 委員および一般からの意見	庶務	A4(41)	R10-O
参考資料4 委員会および部会の中間とりまとめの進め方(予定)	庶務	A4(1)	R10-P
資料番号なし 検討課題についての意見整理資料(案)	庶務	A4(26)	R10-Q
資料番号なし 委員および河川管理者から提出された検討項目、ご意見とりまとめ表(案)	庶務	A3(18)	R10-R
資料番号なし 一般からのご意見とりまとめ表(案)	庶務	A3(11)	R10-S
資料番号なし 中間とりまとめに関する委員からのご意見	庶務	A4(27)	R10-T

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.17の「当日資料の閲覧・入手方法」をご覧ください。

第10回委員会の資料より抜粋

中間とりまとめ(案)より

第10回委員会では、資料1-1「委員会中間とりまとめ(案)」をもとに議論が行われました。以下に、主な内容を抜粋して掲載いたします。

< 目次構成 >

・委員会における中間とりまとめ

中間とりまとめにあたって

淀川水系流域委員会の目的と特徴
中間とりまとめの位置づけと構成

1. 現状とその背景

2. 流域整備の変革の理念

川と人とのかかわりの変革
水の需要管理の導入
水系の持つ地理的、歴史的、文化的特性を
重視した川づくりへの変革

総合的な判断に基づいた川づくりへの変革
適宜、適切な見直しを図る柔軟な川づくり
への変革

3. 整備計画の基本的な視点

3-1 淀川水系の望ましい姿

- (1) 変化に富んだ自然豊かな水系
- (2) 自然の力に対して安心できる水系
- (3) 安全な水を育む水系

- (4) 憩い、親しみ、学ぶ水系
- (5) 地域の多様な社会・文化に活力を与え続ける水系

3-2 基本的な視点

- (1) 流域全体を視野にいたした検討
- (2) 社会的な視点を含めた検討
- (3) 長期的な視点を含めた検討
- (4) 計画の進め方の改善

4. 整備計画の方向性

4-1 治水・防災

(1) 洪水

洪水防御の基本的対応
設備対策について

ソフト面の対応
土地利用のあり方について

(2) 土砂災害

土砂災害防止の基本的な考え方
ハード・ソフト対応

土地利用対策

(3) 高潮

(4) 地震・津波

(5) 砂防

4-2 利水

- (1) 利水に対する基本的な考え方の転換
- (2) 住民意識の変革

- (3) 安全な水質への配慮
- (4) 生態系との関連の検討

4-3 利用

- (1) 水域利用
- (2) 高水敷利用

4-4 環境

- (1) 水量・水質・水温
清浄で安全な水質の確保
川本来の水量と水位の変化の回復
- (2) 生物の生育・生息環境
- (3) 良好な自然景観の保全・回復
- (4) 河川形状
- (5) 環境啓発

4-5 河川整備、維持管理における総合的対応

- (1) 総合的対応
- (2) 優先順位の確定

5. 整備計画策定のあり方

5-1 住民意見の反映

5-2 関係行政機関等の意見の反映

5-3 計画アセスメントの実施

5-4 計画策定に関する情報の包括的提示

5-5 維持管理のあり方

6. 整備計画推進のあり方

6-1 情報の共有とパートナーシップ

- (1) NPO・NGOや地域住民等との連携
- (2) 市民の情報、知恵等の活用
- (3) 関係省庁との連携

6-2 流域委員会、流域センター等の設置

- (1) 流域委員会の設置検討
- (2) 河川レンジャー制度(仮称)、流域センター(仮称)の設置検討

河川レンジャー

流域センターの設置

6-3 実施結果のフォローアップと見直しと順応的管理

・各部会における中間とりまとめ

琵琶湖部会中間とりまとめ

淀川部会中間とりまとめ

猪名川部会中間とりまとめ

参考資料1：委員、および一般からの意見

参考資料2：淀川流域委員会の検討経緯、委員名簿

< 本文からの抜粋 >

1. 現状とその背景

淀川水系は、世界有数の古代湖である琵琶湖を含み極めて長い歴史を有しており、その水系の中で独自の進化をとげた固有種を含む多様な生物の宝庫となっている。また、古くから人間が住み、水系の恵みとその利用により、豊かな社会、文化を築いてきた。淀川水系は、その流域に住む人々や生き物にとって多面的・複合的な価値を持つかけがえのない存在である。

しかしながら、淀川水系は現在、その様相が大きく変化し、深刻な状況にある。すなわち、水質の悪化、生物・生態環境の劣化、人と川との係わりの希薄化などの問題が生じている。

このような河川の荒廃は、1つには川・湖の持つ多様な機能を軽視し、もっぱら近代技術の利用に頼った治水対策を行ってきたこと、2つには河川水をもっぱら水資源として利用・開発してきたこと、さらには水質保全・生態系保全等の環境的配慮の視点が河川管理に欠落していたことなどがもたらした結果といえる。

このような淀川水系の現状とその背景を治水、利水、利用、環境などの面から述べると以下の通りである。

治水面では、人工的に洪水を調節する一方で、できるだけ速く洪水を流下させることを目的として、河道の掘り下げと直線化が行われた。その結果、一定規模までの洪水に対して氾濫の頻度は減少したが、氾濫の頻度が減少するにつれて人々の水害への記憶が薄れ、安全であることを過信し、低平地や堤防の直近に住むという事態を招いた。数多くの家屋、資産が堤防に接近して設けられ、人々の洪水に対する危機意識の低下は、脆弱で高い堤防の存在とあいまって、かえって破堤時の危険性を大きくしている。

また、こういった堤防の存在は、環境面、親水面で川と街・堤内地との連続性を遮断している。

利水面では、川に堰やダムをつくり、また、琵琶湖をダム湖化することにより水利用が進み、多くの水を、街や農地、工場へと供給することが可能となった。その結果、水道をひねれば清浄な水が豊富に使える便利な生活をもたらした。産業の発展は、淀川流域をイタリアに匹敵する総生産を生み出す世界有数の経済地域へと導いた。渇水の頻度は減少し、給水制限など不便を強いられることも少なくなったが、人々の日常生活上の川との接触や川に対する想いが薄れ、豊かな水に支えられる生活が当然のことのようになり、大切にありがたく水を使うという節水意識は遠のいた。

川を流れていた水は人工的に取り込まれ、下水路を通して川に戻されるなど自然の水循環が変えられ、平常時に水が少ない場所や、瀬切れなどの水が無くなる区間が現れた。

利用面では、川は都市に残された数少ない憩いの場、都市空間としての過剰な期待が、無秩序な川の利用を招いた。高水敷は整地され、人工の構造物で覆われた。水面はそれぞれ人間が思い思いに自らの要望をみだす形で"自由"に使用されるようになった。この結果、淀川河川敷は年間数百万人の人々に利用されるようになったが、それと引き換えに川の形は大きく変えられ、水質の悪化や生物の生息域の減少等を招いている。

⋮
(後略)
⋮

< 本文からの抜粋 >

2. 流域整備の変革の理念

河川環境を重視せず、治水、利水・利用を主目的に進められてきたこれまでの河川整備のあり方や河川をとりまく社会や暮らしの大きな変化によって、人と川との関わり、川の姿はこの数十年で大きく変化した。その結果、前項で述べたように、治水、利水、利用、環境すべての面において問題が生じている。特に河川の環境については、水量、水質、川の形状、生物の生息、水の連続性などあらゆる面で本来の川らしさが失われており、あらゆる生物の生存にとって深刻な状態となっている。

このような危機的な状況を踏まえ、今、我々は、ここ数十年の治水や水資源開発、河川管理の理念を根本的に転換すべき時期を迎えている。川本来の姿を思い起こし、今までのような経済効率、利便性中心の考え方を換え、川との付き合い方を転換していくべきである。それにより、現在までに失われた淀川水系の多様な価値を回復し、保全していくとともに、自然と共生し、流域に住む人々や多様な生き物がその恵みを将来にわたって享受し続けることができるようにしなければならない。

川と人とのかわりの変革

- ・人の生活の利便性や効率のために、「川を制御し、拘束する」という考え方から、川が持つ自然の変化(リズム、変動、動き)を尊重し、共生する考え方へ
- ・水を速く流す、汚れを流すための、人間の利便性中心の人工的な空間としての存在から、人間を含めた生物・生態系の総体として流域全体の財産へ
- ・自らのくらしと河川が切り離されていた意識から、「我慢しない生活や危険を考えずにすむ生活が、河川環境の破壊につながっている」という認識への転換へ
- ・水を使いたいだけ使い、使い捨ててきた暮らし・文化から、水を有限で捨てることのできない流域全体の貴重な共有財産として考える暮らし・文化への意識改革へ
- ・行政主体による管理から、利用者や住民と行政の協働による管理へ

水の需要管理の導入

- ・水が無限にあるかのごとく捉え、需要側からの要請に応じて供給量を確保するために水資源開発を行ってきた従来のあり方から、我々が利用できる水は有限であることを認識し、水を需要の側から管理する水需要管理へ

水系の持つ地理的、歴史的、文化的特性を重視した川づくりへの変革

- ・どの場所にも同じ手法や基準を当てはめるのではなく、広大な流域のそれぞれの地域が持つ多様な地理的・自然的特性や風土、長い間に培われてきた歴史的な経緯などを踏まえた整備へ
- ・物理的、心理的に河川から切り離された地域から、地域の風土・文化が川・湖と結びついている地域へ

総合的な判断に基づいた川づくりへの変革

- ・治水、利水、環境といった個々の視点から考えるのではなく、川を人、生物、水などを含めた総体として捉え、その多様な価値、水系の持つ地理的、歴史・文化的特性を尊重した総合的判断にもとづく川づくりへ
- ・短期的な人間の利用の視点からのみ考えていた川づくりを、河川の持つ多様な価値、役割、恵みを尊重し、長期的な影響や目的を十分に考えた川づくりへ

適宜、適切な見直しを図る柔軟な川づくりへの変革

- ・一度決定された計画を変更しない硬直的な川づくりから、常に川の状況を把握し、適宜見直しを行っていく柔軟な川づくりへ

< 本文からの抜粋 >

6 - 2 流域委員会、流域センター等の設置

(1) 流域委員会の設置検討

住民を含む多様な主体が参画し、関連する行政分野の横断的連携による総合的な流域管理を行う。このため、関係省庁・部局、自治体、流域住民などからなり、法的に位置づけられた流域(管理)委員会の設置を検討する。

(2) 河川レンジャー制度(仮称)流域センター(仮称)の設置検討(以下仮称を省略)

住民等の参加による河川管理の推進のため、法令に基づき一定の権限と義務を付与した河川レンジャー制度、河川レンジャーおよび多様な主体の河川管理活動の拠点として流域センターの創設を図る。

河川レンジャー

地域固有の情報や知識に精通し、一定の資格要件を満たした流域住民あるいは市民団体などを河川レンジャーとして任用し、河川管理上、必要な役割の一部を分担させ、新たな河川管理の推進を図る。河川レンジャー(仮称)には、その任務の公的性質から、しかるべき法制度に位置付けるとともに、任務の遂行に関して、適切な権限と報酬の付与を図ることを考える。

流域センターの設置

河川レンジャーの活動拠点として「流域センター」の創設を提案する。この流域センターには、地域住民がより積極的に河川に関わる活動を展開できる環境を整備し、防災、上下流交流・連携、川に学ぶ活動、およびフィールドミュージアムなど多彩な機能を持たせる。当面、既設設備または遊休施設を活用することとする。

河川レンジャーおよび流域センターについての詳細は「淀川部会中間とりまとめ(案)」を参照されたい。

6 - 3 実施結果のフォローアップと見直しと順応的管理

計画の推進状況をチェックし、見直しと改善を行っていく仕組みを検討する。また、事業の実施結果を常にモニタリングし、その効果や周辺への影響の把握、それにもとづく事業の推進の可否、実施方法の検討などを行う。全体の経過は一定の期間ごとに公開され、行政と住民が問題点とその改善を理解し、共有することで、お互いに知識と経験を蓄積し、次世代へ川・水・自然環境への取り組みを伝え、その継続をはかるとともに、住民の意識・能力向上と、きめ細かい情報収集を実現する。

上記のフォローアップと見直しに基づき、順応的管理による計画の推進を行っていく。

第1回合同勉強会

平成14年4月11日(木)、京都センチュリーホテルにて淀川水系流域委員会の全ての委員が集い、合同勉強会が開催されました。委員会および各部会の中間とりまとめの内容が説明された後、それぞれの内容についての質疑応答や整合性についての意見交換が行われました。その後、各部会ごとに別れて、部会検討会が行われました。

第1回合同勉強会(2002.4.11開催)結果報告	2002.4.26 庶務発信
<p>開催日時：2002年4月11日(木) 13:30~17:00 場 所：京都センチュリーホテル 瑞鳳 * 合同勉強会とは、委員会、部会を越えて流域委員会全委員が集い意見交換を行う会です。</p>	
<p>1 概要および今後の進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料1-1委員会中間とりまとめ(案)について、大きな異議は無かった。 ・ 4月13日(土)に開催される運営会議にて、既に出されている修正意見についての対応を議論し、合同勉強会の議論も踏まえて最終案を作成する。 ・ 4月26日(金)の第10回委員会にて「中間とりまとめ」について最終の議論を行う。 ・ 「中間とりまとめ」を確定した時点で、それに対して河川管理者から質問を受ける機会を設ける。5月15日(水)に委員会を開催して実施する予定。 <p>2 勉強会の内容</p> <p>委員会および部会の中間とりまとめ(案)の説明</p> <p>委員会、琵琶湖部会、淀川部会、猪名川部会の中間とりまとめ(案)について資料1-1~資料1-4を用いてそれぞれ状況報告と説明が行われた後、質疑応答が行われた。</p> <p>「中間とりまとめ」に関する意見交換</p> <p>委員会、部会からの中間とりまとめ(案)をもとに、全般に渡って意見交換が行われた。委員会、各部会の整合については、基本的な考え方に矛盾のない範囲で独自性を尊重することが確認された。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	

このお知らせは委員の皆様には主な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。発言の詳細については「議事録」を参照下さい。



これまで開催された委員会および部会等について

第10回委員会(平成14年4月26日)までに、以下の会議が開催されています。

	会 議	開 催 日		会 議	開 催 日
委 員 会	第1回委員会	平成13年2月1日(木)	淀 川 部 会	第1回 淀川部会	平成13年5月9日(水)
	第2回委員会	平成13年4月12日(木)		第2回 淀川部会(現地視察)	平成13年6月2日(土)
	第3回委員会	平成13年6月18日(月)		第3回 淀川部会	平成13年7月6日(金)
	第4回委員会	平成13年7月24日(火)		第4回 淀川部会(現地視察)	平成13年8月9日(木)
	第5回委員会	平成13年9月21日(金)		第5回 淀川部会(現地視察)	平成13年8月11日(土)
	第6回委員会	平成13年11月29日(木)		第6回 淀川部会(現地視察)	平成13年8月19日(日)
	第7回委員会	平成14年2月1日(金)		第7回 淀川部会	平成13年9月10日(月)
	第8回委員会	平成14年2月21日(木)		第8回 淀川部会	平成13年10月31日(水)
	第9回委員会 (意見聴取の会含む)	平成14年3月30日(土)		第9回 淀川部会	平成13年11月26日(月)
琵琶湖部 会	第1回琵琶湖部会	平成13年5月11日(金)		第10回 淀川部会	平成13年12月17日(月)
	第2回琵琶湖部会(現地視察)	平成13年6月8日(金)		第11回 淀川部会 (意見聴取の会含む)	平成14年1月26日(土)
	第3回琵琶湖部会(現地視察)	平成13年6月25日(月)		第12回 淀川部会	平成14年2月5日(火)
	第4回琵琶湖部会	平成13年8月22日(水)		第13回 淀川部会	平成14年3月14日(木)
	第5回琵琶湖部会	平成13年10月12日(金)		第14回 淀川部会	平成14年4月5日(金)
	第6回琵琶湖部会	平成13年11月1日(木)	猪 名 川 部 会	第1回 猪名川部会	平成13年5月23日(水)
	第7回琵琶湖部会(現地視察)	平成13年11月20日(火)		第2回 猪名川部会(現地視察)	平成13年6月7日(木)
	第8回琵琶湖部会	平成13年12月21日(金)		第3回 猪名川部会(現地視察)	平成13年6月21日(木)
	意見聴取の試行のための会	平成13年12月21日(金)		第4回 猪名川部会	平成13年8月7日(火)
	第9回琵琶湖部会	平成14年1月24日(木)		第5回 猪名川部会	平成13年10月9日(火)
	第10回琵琶湖部会 (意見聴取の会含む)	平成14年2月19日(火)		第6回 猪名川部会	平成13年12月18日(火)
	第11回琵琶湖部会	平成14年3月13日(水)		第7回 猪名川部会	平成14年1月18日(金)
第12回琵琶湖部会	平成14年4月7日(日)	第8回 猪名川部会 (意見聴取の会含む)		平成14年1月27日(日)	
そ の 他				第9回 猪名川部会	平成14年2月15日(金)
				第10回 猪名川部会	平成14年3月4日(月)
	設 立 会	平成13年2月1日(木)	設 立 会	平成13年2月1日(木)	
	発 足 会	平成13年2月1日(木)	発 足 会	平成13年2月1日(木)	
			第1回 合同懇談会	平成13年2月1日(木)	
			第1回 合同勉強会	平成14年4月11日(木)	

当日資料の閲覧・入手方法

以下の方法で資料の全文を閲覧、または入手することができます。

ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページ

会議で使用した資料は、ホームページで公開しております。アドレスは以下の通りです。

<http://www.yodoriver.org>



郵送

郵送による資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)

ご希望の方は、別紙の「FAX送信票」にご記入のうえ、FAXまたは郵送で庶務までお申し込みください。

閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

別紙

淀川水系流域委員会
ご意見用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 桐山、森永、北林)

1. 淀川水系流域委員会へのご意見をご記入ください。

寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

ご意見を公表する場合には、団体・会社名(または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承ください。

2. 下記にご記入下さい。

団体・会社名()

ご住所(〒)

TEL()

E-Mail()

お名前()

別紙

淀川水系流域委員会傍聴申込
および資料請求用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 桐山、森永、北林)

1. 委員会または部会への傍聴を希望される方は、下記に希望する会議の名称と開催日をご記入下さい。会議開催の4日前までに傍聴を受け付けた場合は「受付のお知らせ」ハガキをお送りします。会議のお知らせは、「会議開催のお知らせ」のチラシ、ホームページ等を参照下さい。

開催日 例) 月 日	会議名 例) 第 回淀川部会		

2. 委員会、部会等で提出された資料の郵送を希望される方は、各会議の説明資料一覧をニュースレター、ホームページ等で参照いただき、下記に送付を希望する資料の提出された会議名称、資料請求 Noと資料名、必要な部数をご記入下さい。

会議名称 例) 第6回淀川部会	資料請求 No 例) Y05-E	資料名 例) 資料3-2 現状説明資料(淀川水系の京都府下7河川の漁業について)	部数 例) 1

3. 下記にご記入下さい。(必ず ~ 全てにご記入下さい)

団体・会社名()

ご住所(〒)

TEL()

E-mail()

お名前(複数名での傍聴を申し込まれる場合には、全ての方のお名前をお書き下さい。)

淀川水系流域委員会 委員会ニュース No.10

2002年5月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

.....
研究員：新田、柴崎、桐畑

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島 2-2-2(近鉄堂島ビル7F)

TEL:(06)6341-5983 FAX:(06)6341-5984

E mail:k-kim@mri.co.jp

流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局 / 淀川工事事務所 / 琵琶湖工事事務所 / 大戸川ダム工事事務所 / 淀川ダム統合管理事務所 / 猪名川工事事務所 / 猪名川総合開発工事事務所 / 木津川上流工事事務所 / 水資源開発公団 関西支社 / 滋賀県 土木交通部河港課 / 京都府 土木建築部河川課 / 大阪府 土木部河川室 / 兵庫県 土木部河川課 / 奈良県 土木部河川課 / 三重県 伊賀県民局 等

* ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。